

(別紙1)

平成29年度～令和7年度 社会福祉法人可茂会 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人可茂会		法人番号	5200005007189				
法人代表者氏名	藤掛 仁博							
法人の主たる所在地	可児市瀬田1648-9							
連絡先	0574-64-3366							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	—							
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	令和7年5月23日							
評議員会の承認年月日	令和7年6月11日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成28年度末現在)	1か年度目 (平成29年度末現在)	2か年度目 (平成30年度末現在)	3か年度目 (平成31年度末現在)	4か年度目 (令和2年度末現在)	5か年度目 (令和3年度末現在)		社会福祉充実事業未充当額
	192,620 千円	180,320 千円	155,520 千円	113,920 千円	103,920 千円	233,560 千円		0
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)		▲12,300 千円	▲24,800 千円	▲41,600 千円	▲10,000 千円	▲19,300 千円		
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (令和3年度末現在)	6か年度目 (令和4年度末現在)	7か年度目 (令和5年度末現在)	8か年度目 (令和6年度末現在)	9か年度目 (令和7年度末現在)	合計		社会福祉充実事業未充当額
	233,560 千円	219,060 千円	215,560 千円	192,700 千円	0 千円			0
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)		▲14,500 千円	▲3,500 千円	▲132,500 千円	▲192,700 千円	▲451,200 千円		
本計画の対象期間	平成29年7月1日～令和8年3月31日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
9か年度目	職員処遇改善・資質向上事業	社会福祉事業	既存	・福祉・介護職員処遇改善加算の対象とならない職員の賃金向上を図るため、一時金を支給する。支給対象職員11人。 ・職員の資質向上を図るため自主研修を対象に費用助成を実施する。	無	3,500千円
	施設移転建設事業	社会福祉事業	新規	・施設建築設計費 13,600千円 ・造成工事費 50,000千円 ・施設建設工事費 1,635,700千円 ・設備備品 40,000千円	有	1,739,300千円
	小計					
合計						1,742,800千円

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	職員処遇改善・資質向上事業、生活介護サービス向上事業、麦の丘充実事業、車輛購入事業、建替え用地取得事業、加えて施設建設事業を実施することとした。
② 地域公益事業	① の取組を実施する結果、残額は生じないため、実施しない。
③ ①及び②以外の公益事業	① の取組を実施する結果、残額は生じないため、実施しない。

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目
職員処遇改善・資質向上事業	計画の実施期間における事業費合計	-	-	-	-	-
	財 社会福祉充	-	-	-	-	-

		実残額					
		補助金					
		借入金					
		事業収益					
		その他					
事業名	事業費内訳	6か年度目	7か年度目	8か年度目	9か年度目	合計	
職員処遇改善・資質向上事業	計画の実施期間における事業費合計		—	—	—	3,500千円	3,500千円
	財源構成	社会福祉充実 実残額	—	—	—	3,500千円	3,500千円
		補助金					
		借入金					
		事業収益					
		その他					

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	
建替え用地 取得事業	計画の実施期間における事業費合計		—	—	—	—	
	財源構成	社会福祉充実 残額	—	—	—	—	—
		補助金					
		借入金					
		事業収益					
		その他					
事業名	事業費内訳	6か年度目	7か年度目	8か年度目	9か年度目	合計	
建替え用地 取得事業	計画の実施期間における事業費合計		—	—	—	0	0
	財源構成	社会福祉充実 残額	—	—	—	0	0
		補助金					
		借入金					
		事業収益					
		その他					

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	
施設移転建設事業	計画の実施期間における事業費合計	—	—	—	—	—	
	財源構成	社会福祉充実 残額	—	—	—	—	—
		補助金					
		借入金					
		事業収益					
		その他					
事業名	事業費内訳	6か年度目	7か年度目	8か年度目	9か年度目	合計	
施設移転建設事業	計画の実施期間における事業費合計	—	—	—	1,739,300 千円	1,739,300 千円	
	財源構成	社会福祉充実 残額	—	—	—	189,200 千円	189,200 千円
		補助金				811,867 千円	811,867 千円
		借入金				400,000 千円	400,000 千円
		事業収益				338,233 千円	338,233 千円
		その他				0 千円	0 千円

5. 事業の詳細

事業名	職員処遇改善・資質向上事業	
主な対象者	職員	
想定される対象者数	職員 67 人	
事業の実施地域	—	
事業の実施時期	平成 29 年 7 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	
事業内容	<p>○事業内容及び期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員処遇改善加算の対象とならない職員の賃金向上を図るため、一時金を支給する。支給対象職員 11 人。 ・職員の資質向上を図るため自主研修を対象に費用助成を実施する。 	
事業の実施スケジュール	1 か年度目	—

	2か年度目	—
	3か年度目	—
	4か年度目	—
	5か年度目	—
	6か年度目	—
	7か年度目	—
	8か年度目	—
	9か年度目	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員処遇改善加算の対象とならない職員の賃金向上を図るため、一時金を支給する。支給対象職員 11 人。 ・職員の資質向上を図るための自主研修を対象に費用助成を行う。
事業費積算 (概算)	<ul style="list-style-type: none"> ・一時金 300 千円 (平均) × 11 人 = 3,300 千円 × 1 年間 = 3,300 千円 ・自主研修補助金 200 千円 × 1 年間 = 200 千円 	
	合計	3,500 千円 (うち社会福祉充実残額充当額 3,500 千円)

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

事業名	建替え用地取得事業
主な対象者	利用者
想定される対象者数	利用者 104 人
事業の実施地域	—
事業の実施時期	平成 29 年 7 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の可茂学園の法面及び敷地は、土砂災害特別警戒区域に指定されているため、利用者等の生命・身体に著しい危害が生じる恐れがある。安全な地域で立替を行うため、施設用地を購入し、造成工事を実施する。 ・この計画と並行して可見市と建替え施設用地に関する協議を実施する予定であり、当該結果により計画が変更される可能性もある。

事業の実施スケジュール	1か年度目	—
	2か年度目	—
	3か年度目	—
	4か年度目	—
	5か年度目	—
	6か年度目	—
	7か年度目	—
	8か年度目	—
	9か年度目	土地の所有権移転等手続き
事業費積算 (概算)	—	
	合計	0千円(うち社会福祉充実残額充当額 0千円)
地域協議会等の意見と その反映状況	—	

事業名	施設移転建設事業	
主な対象者	利用者	
想定される対象者数	利用者 104人	
事業の実施地域	—	
事業の実施時期	令和3年10月1日～令和8年3月31日	
事業内容	・現在の可茂学園の法面及び敷地は、土砂災害特別警戒区域に指定されているため、利用者等の生命・身体に著しい危害が生じる恐れがある。安全な移転先が決定次第、施設の新規建設を実施する。	
	6か年度目	—

	7か年度目	—
	8か年度目	—
	9か年度目	建設工事（外構工事含む）・設備備品調達
事業費積算 （概算）	・施設建築設計費	13,600 千円
	・造成工事費	50,000 千円
	・施設建設工事費	1,635,700 千円
	・設備備品	40,000 千円
	合計	1,739,300 千円（うち社会福祉充実残額充当額 189,200 千円）
地域協議会等の意見と その反映状況		

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

当初の5か年計画においては、5か年度目に施設の移転先の土地の取得を完了し、取得費に社会福祉充実残額の全額を充てる予定であった。しかし、移転先用地の選定にあたり、近隣市町の公共用地を軸に調査検討を進めていたものの、最終的に断念せざるを得なくなり、民間取引へとシフト、何とか5か年度中に土地の選定、複数地権者との交渉を経て契約締結に漕ぎつけた。ただ、民間取引であり、想定金額内での取得では農地を取得する外なく、建設用地にするまでは農地関係手続を完了しなければならず、5か年度中には、売買代金の1割に当たる手付金の支払いに止まることとなった。

残金の支払いが次年度以降となり、また、造成工事をした後、期間が空けば税金等多額の費用が新たに生じることから土地の取得から新施設建設までを一連の事業とし、施設の移転建設完了を令和8年3月31日と見据え、本計画の実施期間を9か年度まで延長することとした。